

佐賀県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年八月六日から平成二十二年九月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知山内線	伊万里市大川町駒鳴字白岩三二九〇番三地先から 伊万里市大川町駒鳴字白岩三二九八番一地先まで	平成二二・八・六
	伊万里市大川町川原字井出ノ原五九〇七番四地先から 伊万里市大川町川原字片草五七三七番二地先まで	"